

令和5年10月20日

## 総務企画常任委員協議会会議概要

委員長 澁谷 洋子

副委員長 長谷川 章悦

1 開催日時 令和5年10月20日（金曜日）午前9時59分～午前10時44分

2 開催場所 第3・第4委員会室

### 3 報告事項

(1) 変更契約の締結及び専決処分 of 予定について

(青森市立西中学校屋内運動場改築工事)

(2) 「令和6年度青森圏域重点事業に関する要望」について

(3) 軽自動車税種別割（小型特殊自動車）の課税誤りについて

### ○出席委員

委員長 澁谷 洋子

委員 舘山 善也

副委員長 長谷川 章悦

委員 里村 誠悦

委員 奈良 祥孝

委員 渡部 伸広

委員 村川 みどり

委員 大矢 保

### ○欠席委員

なし

### ○説明のため出席した者の職氏名

総務部長 舘山 新

総務部次長 工藤 拓実

総務部理事 佐藤 芳之

危機管理監 牧野 豊

企画部長 織田 知裕

税務部次長 柴田 一史

企画部理事 長内 哲史

浪岡振興部次長 石村 淳

税務部長 横内 修

総務課長 竹内 巧

浪岡振興部長 舘山 公

企画調整課長 太田 直樹

会計管理者 山谷 直大

建築営繕課長 本堂 史朗

選挙管理委員会事務局長 齋藤 賢剛

関係課長等

監査委員事務局長 加福 理美子

### ○事務局出席職員氏名

議事調査課主査 柿崎 良輔

議事調査課主査 久保 拓哉

議事調査課主査 岩間 憲仁

**○澁谷洋子委員長** おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり）  
ただいまから、総務企画常任委員協議会を開会いたします。

それでは、本日の案件に入ります。

初めに、「変更契約の締結及び専決処分の手続きについて」報告を求めます。総務部長。

**○館山新総務部長** おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり）  
変更契約の締結及び専決処分の手続きについて御説明申し上げます。

令和4年第2回定例会におきまして御議決いただきました、青森市立西中学校屋内運動場改築工事につきまして、契約の変更が必要となる事由が生じたことから、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、専決処分により変更契約を締結しようとするものであります。

資料1を御覧ください。

「2 変更内容」であります。令和5年9月5日に相手方から鉄骨材料の納期遅延による工期延長の協議請求があり、その協議の結果、3か月の工期延長及び工期延長に伴う施工に必要な費用の変更を行うものであります。

次に、「3 変更工期及び変更予算額」につきまして、まず、変更工期については、令和5年10月25日までとしていた工期を令和6年1月31日まで延長することとしています。また、変更予算額につきましては、②の特例措置適用後の金額7億8399万2000円に対し、③の変更後の金額が、7億9234万1000円となり、増額分は834万9000円となります。

①の当初の契約金額と比べますと、増額分は1134万1000円、率にして1.45%の増額となります。

変更内容、変更工期及び変更予算額については以上となりますが、本件は、市長において専決処分にする事項として、地方自治法第180条第1項の規定に基づき議会からあらかじめ指定をいただいております「変更により増減する金額が変更前の金額の10分の1に相当する額を超えないもの」でありますことから、10月中に市長の専決処分により、変更契約の締結を行う予定としており、令和5年第4回定例会において当該専決処分について報告することとしております。

なお、本件につきましては、学校施設を所管いたします教育委員会事務局におきましても、文教経済常任委員協議会で報告することとしております。

説明は以上となります。

**○澁谷洋子委員長** ただいまの報告について、御質疑・御意見等はありませんか。村川委員。

**○村川みどり委員** 鉄骨材料の納期延長の要因は何だったのでしょうか。

**○澁谷洋子委員長** 総務部長。

**○館山新総務部長** 担当課からお答えさせます。

**○澁谷洋子委員長** はい。

**○本堂史朗建築営繕課長** 建築営繕課本堂です。延長の理由としましては、先ほど部長が申し上げました、鉄骨材料の納入遅延ということになっておりまして、当初の行程表では令和5年3月1日から鉄骨材料を納入予定でありましたが、最終的に納期が6月までずれ込みまして、3か月の納入遅延があったものであります。

**○澁谷洋子委員長** 村川委員。

**○村川みどり委員** その理由が何なんですかと聞きました。

**○澁谷洋子委員長** 建築指導課長。

**○本堂史朗建築営繕課長** 納期遅延の原因につきましては、基本的にはウクライナ危機、それからコロナ禍の影響によりまして、幅広い建設資機材に納期遅延、それから逼迫が発生しているのが主な原因になっております。

**○澁谷洋子委員長** 村川委員。

**○村川みどり委員** こちらに要因はないと私は思うんですけども、そこは大矢委員に譲って、あと、834万9000円の費用の内訳を教えてください。

**○澁谷洋子委員長** 総務部長。

**○館山新総務部長** 担当課からお答えさせます。

**○澁谷洋子委員長** 建築営繕課長。

**○本堂史朗建築営繕課長** 建築営繕課です。費用の内訳の内容であります。受注者と協議いたしまして、敷地の安全維持についてのみ市が負担することといたしまして、3か月の工期延長により追加になります、現場の仮囲い等の送料の差額、共通仮設費、現場管理費、一般管理費の諸経費の差額が合計で834万9000円の増額というふうになっております。

**○澁谷洋子委員長** 村川委員。

**○村川みどり委員** 分かりました。あと、この専決処分とは関係ないんですけども、近隣の住民の方から結構苦情が寄せられていて、というのは学校をつくったときの業者は、いつも近隣に注意を払って、例えば、今日は大型トラックが入るので大変御迷惑かかりますとか、そういうのを住民にお知らせして歩いてくれていたんですけども、体育館をつくる業者になったら、そういうのは全くないし、挨拶もしないし、体育館をつくっている業者は一体何なんだっていう苦情が結構近隣の人から寄せられているので、その辺は1回指導しておいてほしいなと思います。

以上です。

**○澁谷洋子委員長** 奈良委員。

**○奈良祥孝委員** これ、2月にも専決でやっているんだよね。私は、あんまり専決処分って好きじゃないの。法的には間違っていないと思うけれども、前も専決処分で、今も専決処分で、そういうところが駄目なんだよ。確かに資材入ってこないよ、知っている。新車だって1年ぐらい入ってこない時期なんだから。そういうのが分かっていたらもっと早く手を打つべきでないのかというのを、もしこれで変更があるんなら、9月の議会でやって——この前、終わったばかりでしょう。別に専決処分

をかけなくても、やろうと思えばできるわけだ。もっと業者に早く報告させるとかしないとおかしいと思うよ。そもそも専決処分を乱発すればいいというものではないし、法には触れてないけれども、工期の確保のために適切に設定、運用しないと駄目だってなるけれども、その工期を確保するために、納品をもっと早め早めに手を打つとか、入ってこないって分かったら、相談して、変更をかけるとか、そういうことはできなかつたんですか。

**○澁谷洋子委員長** 総務部長。

**○館山新総務部長** まず、専決処分の乱発というお話がありました。

専決処分の部分につきましては、先ほども御説明申し上げましたけれども、地方自治法第180条第1項の規定による市長の専決処分事項の指定についての中で、議会の議決を経た後において、当該契約に係る金額の変更を要する場合に、変更により増減する金額が変更前の金額の10分の1に相当する額を超えないものは、市長において専決処分するものとされております。

ただ、ただいま委員から御指摘があったとおり、前回の議会があつて間もなく、また、そのところはきちんと報告すべきところを報告していれば、今回のようなことにはならなかつたというふうに考えておりますので、そのところにつきましては今後、十分注意をしてみたいというふうに考えております。

**○澁谷洋子委員長** 奈良委員。

**○奈良祥孝委員** 私も、法には触れてないと思うのよ。これ、地方自治法第180条の第1項、専決処分にするものとするだけ——専決処分できるんじゃないのか、専決処分するものとするか——はい、すみません。分かりました。私は、あといいです。

**○澁谷洋子委員長** 大矢委員。

**○大矢保委員** 「2 変更内容」で、令和5年9月5日、納期の遅延があるというので、鉄骨が無くなっていれば、体育館は建てられませんよ。令和4年7月5日から、契約になっているんだから、その前にもっと、計画立てるにいいんじゃないですか。業者が、名指しでしゃべっちゃ駄目だけれども、この業者だからはっきり言って延ばすとか——何もウクライナ関係ない。こんな、青森の業者でここだけでしょう。しっかり商社に嫌われているんだよ。だから工期延長って、たやすくしゃべらないで、契約守れないんだから、罰金だこれ。遅れたら遅れたで、お金もらえよ。その気持ちはあるかどうかを聞きます。

**○澁谷洋子委員長** 総務部長。

**○館山新総務部長** 工事管理を担当しております建築営繕課のほうでお答えさせていただきます。

**○澁谷洋子委員長** 建築営繕課長。

**○本堂史朗建築営繕課長** 建築営繕課です。まず委員のほうから御指摘のありました、工期延長を予見できなかつたのかという話についてですけれども、当課のほう

でも、工事管理において、受注者と毎週行う定例打合せや、月の進捗具合等が報告される月間報告書などで工事の進捗を確認して、進捗が思わしくない場合はその都度、改善策を報告させているところでもあります。

本現場におきましては、客観的に遅れが見られたことから、工程の短縮に努めるように指導してきたところではありますが、受注者は工期内で完成させることが可能であるとしてきたところでもあります。

しかしながら、令和5年8月30日に工期延長の申入れがありまして、同年9月5日に延長協議の協議書が提出されたところでもあります。そして、遅れを取り戻すことの件につきましては、受注者は遅れを取り戻すべく、鉄骨加工場の追加等を進めてまいりましたが、追加予定の協力業者が業務縮小による人員整理を行ったため頓挫したりとか、このほか、県外の業者への要請も試みましたが、県外でも工事も多く、引受けが難しいということで協力を得られなかったこと。これらのことから、既に契約済みの下請業者で製作を進めてまいりましたが、その時点では遅れを取り戻すことができなかったということでもあります。

後続の工程で、遅れの取戻しについては、鉄骨工事が遅れたことによって、後続業者も、予定がずれて人員確保が難しかった状況が続いた上に、今年の夏はさらに高温続きで、熱中症対策により、現場の生産性が上がらず、遅れの取戻しには至らなかったものであります。

あとは、JVの受注者の責めに帰さないという判断につきましては、1つには、JVは材料を含めた鉄骨工事下請契約を、工事着手前の令和4年5月2日に結んでおりまして、鉄骨下請業者と早期契約をしていること。それから2つに、一次下請業者の株式会社湊鉄工業から二次下請業者の鋼材メーカーへの発注が令和4年9月1日、昨年の9月1日で早期に原材料を注文していたこと。3つに、資材の調達状況が随時更新されております、日本建設業連合会の建設資材高騰等の現状のホームページで、建設資材の品不足、逼迫の状況が客観的に確認できたこと。4つに、同時期に建設が進められております七戸町の体育館施設、(仮称)七戸町総合アリーナについて、七戸町では、令和5年9月4日に工期を3か月延長し、12月末とすることにしており、延期の理由は本市と近似しておりました。

以上の4つの理由といたしまして、原材料費の高騰の遅延について、受注者の責めに期しないと判断したところでもあります。また、これに加えて、国土交通省で示している発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドラインでは、建設業法上違反となるおそれがある行為・事例に、原材料費、労務費、エネルギーコスト等——以下、原材料費等と言いますが、高騰や資材の不足など、発注者及び受注者双方の責めに帰さない理由により、施工に必要な費用の上昇、納期の遅延、工事全体の一時中止、前工程の遅れなどが発生しているにもかかわらず、追加費用の負担や工期について、発注者が受注者からの協議に応じず、必要な変更契約を行わなかった場合、建設業法第19条第2項に違反し、第19条の3または第90条の5に違反するおそ

れがあると記載されているところでもあります。

これらを踏まえまして、受注者の責めに帰さない、資材不足などによる工期延長は認めなければならず、必要な追加費用の負担について受注者からの協議に応じなければならぬと判断したものであります。

以上でございます。

**○澁谷洋子委員長** 大矢委員。

**○大矢保委員** 右の図で、仮囲い工事をやっていたけれども、これ何で——鉄骨も足りないのに、工事をやっている自体もおかしい。中を見せないという意味なのかなと思うんだけど、3か月で間違いなく、鉄骨を業者から納入するというような確約はとっているんですか。

**○澁谷洋子委員長** 建築営繕課長。

**○本堂史朗建築営繕課長** 確約ですけれども、受注者においては、まず、昨年5月の段階で、納入の請書を受けているのと——すみません、受注者は下請契約を令和4年5月25日に結んでおりまして、鉄工所のほうも材料発注は令和4年9月1日に発注しております。その段階で、令和5年の3月1日に納品予定となっております。最終的に鉄骨材料が順次、株式会社湊鉄工業に納入されるのが令和5年6月7日以降という形になっておりました。

**○澁谷洋子委員長** 事業者からの確約はとれているんですかという質問なんです。

**○本堂史朗建築営繕課長** 令和5年8月19日に鉄骨製品は全て納入済みで完納しております。

[奈良祥孝委員「もう入っているの」と呼ぶ]

**○本堂史朗建築営繕課長** 鉄骨は全て終わっております。

**○澁谷洋子委員長** 入っていて、工期延長ですか。

**○本堂史朗建築営繕課長** 最初に入るところが元々3か月ずれていますので、それで延長していくという形で。

**○澁谷洋子委員長** 総務部長。

**○館山新総務部長** すみません、建築営繕課の代わりに申し上げますと、本来、3か月前に入る予定だったものが入らなくて3か月後に入りました。その遅れの分がいわゆる工期の延長につながるというお話です。

**○澁谷洋子委員長** 大矢委員。

**○大矢保委員** 分かりました。工事の費用だけを前払いでもらっていて、工事がこれからだっていうのはおかしいことであって、後で精算すればいいことで、専決処分なんてやる必要ない。

奈良委員がしゃべっているのは、専決処分が嫌だったから、年中議会を開けばいいということだから。

分かりました。けががなく、卒業式には間に合うように、体育館をつくってくだ

さい。よろしく申し上げます。

**○澁谷洋子委員長** ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○澁谷洋子委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「令和6年度青森圏域重点事業に関する要望について」報告を求めます。企画部長。

**○織田知裕企画部長** それでは、令和6年度青森圏域重点事業に関する要望について御説明いたします。

東青5市町村が連携し、県に対して重点要望を行っていた青森圏域重点事業説明会につきまして、今年度は県において見直しを行い、知事と圏域市町村長との意見交換会として開催されることとなりました。今般、その項目、内容等がまとまりましたので御報告をいたします。

なお、県の開催内容の見直しに伴い、最重点、重点といった区分の指定がなくなりましたことから、全て、重点要望とするものであります。

それでは資料、令和6年度青森圏域重点事業に関する要望書を御覧ください。

表紙の次が、重点要望項目一覧となっております。青森圏域全体で35項目、このうち本市の重点要望項目は、No.1からNo.27までとなっております。

新規要望は、No.2「東京電力福島第1原子力発電所処理水の海洋放出に伴う水産物の風評被害対策について」、No.3「ホタテガイ親貝確保に向けた取組等ホタテガイ養殖環境の充実について」、No.4「『経営体育成基盤整備事業』に係る調査及び事業計画書作成に要する費用負担について」、No.8「世界遺産を含む史跡の活用に向けた支援について」、No.10「働く女性の支援の充実について」の5項目であります。

次に、資料「令和6年度 青森圏域重点事業要望項目一覧【総務企画常任委員協議会】」を御覧いただきたいと思っております。

総務企画常任委員協議会に係る項目といたしましては、企画部所管の4項目、税務部所管の1項目の計5項目であります。それぞれの項目につきまして、企画部、税務部の順に御説明をいたします。

まず、企画部の4項目であります。

資料「令和6年度青森圏域重点事業に関する要望書」の9ページをお願いいたします。

No.9「リモートワーク人材誘致に向けた支援と移住促進関連事業に係る見直しについて」は、本市と圏域4町村で連携して移住促進リモートワーク人材の誘致に取り組んでおります。引き続き、これらの取組を強力に推進するため、「1. リモートワーク人材誘致に向けた支援」、「2. リモートワーカー等移住受入促進事業費補助金の継続と補助率、補助額の増、事業実施期間の見直し」、「3. 青森県独自の移住支援金制度の大幅拡充、及び必要に応じた予算額の確保」などについて要望するものであります。



次に 15 ページをお願いいたします。

No.15「原油価格・物価高騰、新型コロナウイルス感染症対策のための財源の確保について」は、昨今の国際的な原材料価格の上昇などにより、エネルギー食料品等の価格高騰が続いていることから、引き続き、地域経済の再生に向けた具体的施策を迅速かつ強力に実施していくため、「1. 原油価格・物価高騰の影響を受ける生活者や事業者等に対する支援を継続・拡充できるよう、『新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金』の令和5年度における追加の財政措置及び令和6年度における同交付金の継続に対する国への働きかけ」、「2. 地域の実情に応じた取組を支援し、全県的な地域経済回復の後押しとなるよう、『物価高騰緊急対策市町村交付金』の令和6年度における継続」などについて要望するものであります。

次に 16 ページをお願いいたします。

No.16「青森県と青森市の共同経営・統合新病院整備について」であります。

こちらは本日、民生環境常任委員協議会において御説明しているところでありますが、現在、県と協議を進めております青森県立中央病院と青森市民病院の統合新病院の整備に当たっては、多額の事業費が見込まれます。これらを踏まえ、青森地域保健医療圏における医療提供体制構築の観点、本市財政負担軽減の観点、新病院の経営安定化の観点から、「1. 青森市民病院の役割を継承する統合新病院の着実な整備」、「2. 県の『地域医療介護総合確保基金』等を活用した青森県・青森市の共同経営・統合新病院整備についての財政支援」について要望するものであります。

次に 27 ページをお願いいたします。

No.27「広域連携の推進について」であります。

市では平内町、今別町、外ヶ浜町、蓬田村の東青地域4市町村、また、陸奥湾沿岸7市町村と連携し、観光産業の振興や陸奥湾の環境保全などに取り組んでいるところであります。このことから、青森圏域連携中枢都市圏の取組に対する特別交付税の取扱い等などについて要望するものであります。

企画部所管の要望事項は以上でございます。

**○澁谷洋子委員長** 税務部長。

**○横内修税務部長** 続きまして、税務部所管の項目について御説明をいたします。

資料「令和6年度青森圏域重点事業に関する要望書」の11ページを御覧ください。

No.11「子育て支援について」のうち、子ども医療費助成に係る要望について御説明いたします。

本市では、子どもを産み育てる環境を向上させ、子育て世代への経済的負担の軽減を図るため、本市に住所を有し、国民健康保険、社会保険などに加入しているゼロ歳から中学校3年生までの子どもを対象として、通院、入院にかかる保険診療分の医療費自己負担額の助成を実施しているところであります。

本事業は、県の青森県乳幼児はつらつ育成事業費補助金を活用して実施しており

ますが、補助対象が就学前の乳幼児に限られるなど、市の財政負担が大きくなっております。また、国においては、本年6月にこども未来戦略方針を取りまとめ、次の異なる少子化対策の実現のための、こども未来戦略を年末までに策定することとしております。

これらを踏まえ、「2. 国において、子どもの医療費を等しく無償化する、全国共通の安定した制度を早期に創設するとともに、十分な財政措置を行うことについての働きかけ及び県の医療助成制度『青森県乳幼児はつらつ育成事業費補助金』の拡充」について要望するものであります。

税務部所管の要望事項は以上でございます。

**○澁谷洋子委員長** ただいまの報告について、御質疑・御意見はありませんか。長谷川委員。

**○長谷川章悦委員** 空港の有料道路ありますよね。本来であれば、無料化は平成29年で終わるのかな。

しかし、毎回、再延長、再延長で無料になることは無理なんでしょう。私、前にもしゃべったことあるんだけど、こういうのを重点要望にしたって——もっと違うのがあるんじゃないの。可能性のないものを毎回重点要望にしたって、可能性があるのであればいいけれども、全くないでしょう。こういうことも考えてみたほうがいいんじゃないか。企画部長もいるし、要望です。

以上です。

**○澁谷洋子委員長** ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○澁谷洋子委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「軽自動車税種別割（小型特殊自動車）の課税誤りについて」報告を求めます。税務部長。

**○横内修税務部長** 軽自動車税種別割（小型特殊自動車）の課税誤りについて御報告いたします。

「1 概要」を御覧ください。

市町村税である軽自動車税種別割は、地方税法において、毎年度4月1日時点における軽自動車等の所有者——以下、納税義務者と言います、に対し、軽自動車等の主たる定置場所在の市町村が課し、納税義務者は、購入等により軽自動車等の所有者となったときは、市町村に申告書を提出する義務を負うと定められております。

軽自動車等のうち、小型特殊自動車については、道路運送車両法施行規則において、農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び農耕作業用トラレーラが農耕作業用のもの、農耕作業用のもの以外は、その他のものに区分されており、税率については、青森市市税条例において、農耕作業用のものは年額2000円、その他のものは年額5900円と規定しております。

これまでの経緯であります。令和5年度軽自動車税種別割の納税通知書を発送

した後、納税義務者から、所有している小型特殊自動車の区分を、その他のものとして課税していることに疑義がある旨の問合せがありました際に、他の同一車両の小型特殊自動車の課税内容を確認したところ、その中に農耕作業用のものとして、誤った区分で申告され、誤課税している車両があることが判明したことから、小型特殊自動車、全車両 5670 台について課税内容の確認を行ったものであります。

「2 確認作業の結果」につきましては、全 5670 台のうち、区分の誤り（課税誤り）が判明したものが、農耕作業用のもので 56 台、その他のもので 4 台、計 60 台あり、また、申告書等では判別できず、所有者への確認が必要なものが、農耕作業用のもので 305 台、その他のもので 13 台、計 318 台ありました。

「3 区分の誤り（課税誤り）が生じた原因」といたしましては、1 つには、申告受付時に、申告内容に誤りがあったものの、確認が不十分なまま申告書を受理し、誤った区分で課税したことによるもので、これが 56 件、2 つには、正しい区分で申告されていたものを、入力誤りにより、誤った区分で課税したことによるもので、これが 4 件となっております。

次のページを御覧ください。

「4 所有者への確認が必要（318 件）となった原因」につきましては、申告受付時に、申告書未記載箇所について、申告者にその場で確認した内容を申告書に記載していなかったことによるものであります。

「5 今後の対応」であります、「(1) 所有者への確認調査の実施」として、所有者への確認が必要な車両については、郵送による調査を実施して区分を確定し、課税内容と一致していない車両は、税額を変更する賦課決定等を行います。「(2) 賦課決定及び過誤納金の取り扱い」として、「①増額の賦課決定が必要な車両」につきましては、農耕作業用のものとして区分している車両のうち、調査の結果、正しい区分がその他のものであることが判明した車両となりますが、地方税法の規定により、賦課決定及び随時課税処理を行うこととし、最大で 3 年遡及、年税額は 2000 円から 5900 円に変更することとなります。「②減額の賦課決定が必要な車両」につきましては、その他のものとして区分している車両のうち、調査の結果、区分が農耕作業用のものであることが判明した車両となりますが、その原因が市に起因する瑕疵、課税内容の精査が十分でなかったことによるものでありますことから、これを過誤納金として取り扱うこととし、次の「③過誤納金の取り扱い」となりますが、当該過誤納金は、地方税法の規定による賦課決定及び税額の還付を行うこととし、最大で 5 年遡及、年税額は 5900 円から 2000 円に変更することとなります。また、納税者の不利益を補填するため、地方税法の規定による還付が不能となる法定納期限の翌日から 5 年以上経過したものに係る税相当額につきましては、補填金を支払うこととしております。

「6 再発防止策」であります、今回の誤りを踏まえ、「小型特殊自動車の申告受付及び課税処理マニュアル」の整備及び申告受付担当職員への職場研修の実施に

より、申告受付時における正確な対応を徹底することといたします。

「7 スケジュール」につきましては、今月下旬に確認が必要な所有者に調査書を郵送し、翌年1月から賦課決定等の処理を行う予定としております。

このたびは、関係する市民の皆様にご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。今後、同様の事例が発生することのないよう取り組んでまいります。このたびは大変申し訳ございませんでした。

以上でございます。

**○澁谷洋子委員長** ただいまの報告について、御質疑・御意見等はありませんか。村川委員。

**○村川みどり委員** これまでの経緯で、誤課税している車両があることが判明したというのは、それはいつですか。

**○澁谷洋子委員長** 税務部長。

**○横内修税務部長** 納税義務者からの問合せがあったのが、令和5年5月11日で、この際は電話での問合せでした。実際、本人と面会して、説明したのが令和5年5月17日で、説明の後、同日に課税台帳を確認したところ、疑義の問合せのあった車両と同じメーカーで、同じ車種のものについて農耕作業用のものとして誤って課税していることが判明したということでもあります。

**○澁谷洋子委員長** 村川委員。

**○村川みどり委員** もう10月で、6、7、8、9、10——5か月もたっていて、それが判明した時点で委員会には報告すべきだったと思います。あと、増額の賦課決定の人がいるということなんですけれども、所有者に確認して申告書に記載してなかったのは、市の誤りなので、私は、市民に対して賦課すべきじゃないと思うんですけれども、そこはどうでしょうか。

**○澁谷洋子委員長** 税務部長。

**○横内修税務部長** 今回、課税誤りによりまして遡及課税することとなる方々には、大変御迷惑をおかけすることとなりますが、税負担の公平性という観点で言いますと、同じ車両で5900円の納付をしていただいている方もおります。

そういった税負担の公平性という観点から、法で定める範囲まで遡及して課税するということでもあります。

**○澁谷洋子委員長** 村川委員。

**○村川みどり委員** 税負担の公平性と言いますけれども、市のミスでこういうことになったんですから、やっぱり私は負担させるべきではないと思うし、以前も、固定資産税でしたっけ——誤りがあったときは、負担させなかったわけですね。それと考えると、公平性も何もないと思うんですけれども、それとの兼ね合いとしてはどうでしょうか。

**○澁谷洋子委員長** 税務部長。

**○横内修税務部長** 今、村川委員がおっしゃったのは、固定資産税の住宅地特例の

関係だと思っんですが、それについては新たに負担をいただくということではなくて住宅地特例の適用がなされていないで、高い税額で課税されていて、その分を還付しているというものでありますので、逆というか、今の案件とは性格が違うと。

**○澁谷洋子委員長** 村川委員。

**○村川みどり委員** 違うんだけども、やっぱり市のミスだったわけで、今回の課税誤りも、結局、申告者に確認したけれども、その時点で確認しなかったことによる市のミスだから、私は市民に課税することは適切ではないというふうに思います。

以上です。

**○澁谷洋子委員長** 館山委員。

**○館山善也委員** 「4 所有者への確認が必要（318 件）となった原因」についてですが、申告書に記載をしていなかったというのは具体的にどういうことなんですか。

**○澁谷洋子委員長** 税務部長。

**○横内修税務部長** 申告書には、様々記載する欄がありまして、具体的に言いますと、車の社名、それから型式番号、原動機の種類、個別の車台番号、認定番号などありますが、書き方によっては、例えば、社名のところにヤンマーとか製造メーカーだけ書いていて、それだけだと車種を特定できないのでその場で——ヤンマーだと田植え機ですかとかトラクタですかとか、どういった車種ですかと口頭で確認しているはずで。それで、聞き取った内容を記入していると車種が特定できるので、農耕作業用のものか、その他のものかは区別できるんですが、そういったことが記入されていないので、今、再度確認する必要があるということになります。

**○澁谷洋子委員長** 館山委員。

**○館山善也委員** 結局、記載ミスをしたということが、そもそもの原因であって、今のお話を聞くと、法の規定によって5年間まで遡るとあるんですけども、実際、上司はチェックしてないんですか。そもそも、ここの判断が2000円なのか、5900円になるのかが重要な部分であって、この確認は、一職員だけがしているものなんですか。それとも、上の判こまで行って、そうだねという形までいくものなのか、そのシステムはどうなっているんですか。

**○澁谷洋子委員長** 税務部長。

**○横内修税務部長** 申告に来た方が、申告書を持ってきて、窓口で内容確認をして、課税台帳に登録すると。申告者には、標識、ナンバープレートをお渡しします。登録に当たっては、ちょっと過去は分からないんですが、今はちゃんと複数の担当者で確認はしています。ただ、それはあくまでも登録であって、最終的な賦課の決定は、毎年度4月1日時点の所有者ということになりますので、年度初めにまとめて賦課決定の決裁とか処理をするということになり、その時点では上司は決裁していますけれども、登録のときは、複数の担当者で確認しているということでもあります。

**○澁谷洋子委員長** 館山委員。

**○館山善也委員** ちょっと今、不思議な話だったんですけども、結果的に、今後、ちゃんと確認するってことなんでしょうけれども、そういう事例って発生していきますよね。担当者で結論出してしまっているような形で、これは今後やはり大きな戒めを持ってもらいたいなと思っているんですけども、ちなみに、損害という形で表現すると、5年までと3年までとあるんですけども、実際にその車両って、農耕作業車ともう何十年も使っていると思うんですけども、遡るとどれぐらいの損失になるものなんですか。

**○澁谷洋子委員長** 税務部長。

**○横内修税務部長** 損失ということですが、増額になる車両が56台判明しています。1番古いもので言いますと、30年前、平成5年度に登録しましたものが1番古いもので、それ以降も各年度数台ずつですので、損害というかそこは計算してないのですが、遡っての賦課は、増額の3年分であります。

還付のほうは、5年までは、法の規定に基づいて還付金という形でお返しをして、5年を過ぎたものは、こちらは補填金ということで、市の要綱をつくってお返しするというものであります。

**○澁谷洋子委員長** 館山委員。

**○館山善也委員** 要望ですけども、市役所をみんな信頼してやっていることなので、今後は、これは本当に信用問題に関わるということ意識してもらって、対応していただきたいと思っておりますので、要望いたします。

以上です。

**○澁谷洋子委員長** ほかに発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○澁谷洋子委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

この際、ほかに理事者側から報告事項などはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○澁谷洋子委員長** また、委員の皆さんから、御意見等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○澁谷洋子委員長** 以上をもちまして、本日の案件は全て終了いたしました。

この際、私から申し上げます。

本委員会の視察についてであります。先般、事務局を通してお知らせしているとおり、10月25日水曜日から27日金曜日の日程で、富山県富山市及び長野県長野市において、行政視察を実施いたしますので、よろしく願いをいたします。また、視察に係る資料は、本委員会終了後、紙面及びタブレットにて配信いたしますので、御確認いただきますようお願いいたします。

これにて本日の協議会を閉会いたします。

( 会 議 終 了 )